期間限定で民事家事当番弁護士サービスを行います ~裁判で弁護士がおらずお困りの方へ~

東京弁護士会法律相談センター 第一東京弁護士会法律相談センター 第二東京弁護士会法律相談センター

「他人から訴えられて自宅に訴状が届いたが、答弁書の書き方が分からない…」 「裁判所より調停期日の呼び出し状を受け取ったが、どうすればいいの?」 「自分で裁判を起こしたが、裁判所より、事案が複雑なので 弁護士に頼んだ方がよいとアドバイスを受けた」

民事家事当番弁護士制度は、裁判の当事者になったにもかかわらず、弁護士に 依頼していない方のために、弁護士が待機して即日対応する制度です。

★・・・民事家事当番弁護士を利用すると・・・★

- ☆ 初回法律相談料 (30分) が無料になります!※延長する場合、料金がかかります。
- ☆ 裁判の手続の流れや、答弁書など書面の書き方を知ることができます!
- ☆ 弁護士に依頼することができます! ※事案によってはご紹介できない場合があります。

東京三弁護士会が運営する法律相談センターでは、 以下の要領にて期間限定で民事家事当番弁護士サービスを行います。 この機会を是非ご利用下さい。

*******民事家事当番弁護士 実施要領*****

実施期間 平成22年5月6日(木)~11月6日(土)

実施場所 霞ヶ関法律相談センター(一般相談)

【住所】千代田区霞が関1-1-3 弁護士会3階

【電話】03-3581-1511

【受付】月~金曜日 午前9時30分から午後2時30分

LC四谷法律相談センター

(一般相談、労働相談、外国人相談、消費者相談、医療相談)

【住所】新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル2階

【電話】 03-5367-5280

【受付】月~土曜日 午前9時30分から午後2時30分

新宿家庭法律相談センター(離婚・相続等家庭問題に関する相談)

【住所】新宿区新宿3-1-22 NSOビル5階

【電話】 03-5312-5850

【受付】月~土曜日 午前9時30分から午後2時30分

錦糸町法律相談センター (一般相談)

【住所】墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル2階

【電話】 03-5625-7336

【受付】月~土曜日 午前9時30分から午後2時30分

利用できる事件

- (1)裁判所に係属し、裁判所の事件番号が付されている事件であること。 ご相談の際、裁判所の事件番号が付された書面をお持ち下さい。
- (2) 弁護士が代理人として就いておらず、未だ弁護士に依頼していないこと。
- (3) 初回の法律相談であること。
- (4) 事件分野に制限はありません。
 - ※クレサラ(債務整理)相談には専用の相談センターがあり、

民事家事当番弁護士を利用しなくとも相談は無料です(事件依頼も可能です)。

予約制ですので、以下の相談センターに事前にご連絡下さい。

四谷クレサラセンター 【電話】 03-5214-5152

神田クレサラセンター 【電話】 03-5289-8850

錦糸町クレサラセンター【電話】 03-5625-7336

利用方法

- 事件分野や交通の便などからご都合のよい法律相談センターをお選び下さい。
- ② 裁判所の事件番号が付された書面をご用意下さい。

例:原告(申立人)なら受付票、被告(相手方)なら期日呼び出し状 など

- ③ お選びいただいた相談センターに直接おいでください。 予約は必須ではありませんが、相談枠に限りがありますので、予めご連絡いただけると 助かります。
- ④ 受付にて、民事家事当番弁護士を依頼する旨を告げ、裁判所の事件番号が付された書面をご提出下さい。

※事件番号が付された書面は、内容を確認後すぐにお返しいたします。

- ⑤ 当番弁護士の無料相談(30分)を受けることができます。
 - ※30分を延長する場合には延長料金がかかります。
 - ※2回目以降は通常の法律相談と同様、有料になります。
 - ※弁護士への依頼を希望される場合にも、当番弁護士にご相談下さい。

事案によっては弁護士を紹介できない場合もあります。

【お問い合わせ先】

東京弁護士会 法律相談課 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 0 6 第一東京弁護士会 法律相談課 電話 0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 7 5 第二東京弁護士会 法律相談課 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 5 0

